



消費生活サポーターだより No.90

令和8年9月

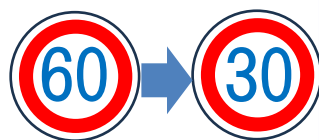
長野県消費生活サポーターの皆様、こんにちは。いつもご協力をいただきありがとうございます。

今月は「生活道路における自動車の法定速度引き下げについて」「皆さんの見守りと声掛けが高齢者悪質商法被害の防止・早期発見につながります。」を掲載しました。皆様の活動の参考にご覧ください。

知っておきたい役立つ情報

◎生活道路における自動車の法定速度引き下げについて

令和8年9月1日から、改正道路交通法施行令により**生活道路**における自動車の法定速度が60km/hから**30km/h**に引き下げられました。



【生活道路とは？】

主に地域住民の日常生活に利用される、**中央線**や**中央分離帯**などがない道路のことです。

【法定速度が変わらない道路】

以下の道路における自動車の法定速度は、引き続き60km/h（※）です。

- ◆道路標識又は道路標示による中央線又は車両通行帯が設けられている一般道路
- ◆道路の構造上又は柵その他の工作物により自動車の通行が往復の方向別に分離されている一般道路
- ◆高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する加速車線及び減速車線以外のもの
- ◆自動車専用道路

（※）道路標記等により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

【ドライバーの皆様へ】

最高速度規制は、交通の安全と円滑を図り、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守るために実施しているものです。

決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度での運転を心掛けましょう。



※今回の記事は、「生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます！！」（警察庁）

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>

を編集して長野県消費生活センターが作成しました。



◎皆さんの見守りと声掛けが高齢者悪質商法被害の防止・早期発見につながります。

令和7年度に県消費生活センターへ寄せられた60歳以上の方からの相談件数は1,944件で、全相談の4割以上を占めています。

9月は関東甲信越ブロックが共同で実施する、「**高齢者悪質商法被害防止共同キャンペーン月間**」です。

身近な高齢者がトラブルにあっているのではないかと気づいた場合は、できるだけ早く消費生活センター等へ相談してください。

高齢者の消費者トラブルを防ぐためには、身近にいる家族など、まわりの方が日頃から本人の生活や言動、態度などの様子を見守り、変化にいち早く気付くことがとても重要です。不審な電話や訪問を受けた時の対応、どこに相談したらよいかなどについて、話し合っておきましょう。

【高齢者を狙ったトラブル 10 選】

- ◆屋根や外壁、水回りなどの**"住宅修理"**
- ◆保険金で住宅修理できると勧誘する**"保険金の申請サポート"**
- ◆**"インターネットや電話、電力・ガスの契約切替"**
- ◆**"スマホ"**のトラブル
- ◆健康食品や化粧品、医薬品などの**"定期購入"**
- ◆パソコンの**"サポート詐欺"**
- ◆**"架空請求"、"偽メール・偽 SMS"**
- ◆在宅時の突然の**"訪問勧誘、電話勧誘"**
- ◆**"不安をあおる、同情や好意につけこむ勧誘"**
- ◆便利でも注意**"インターネット通販"**



※詳しくは、国民生活センターのサイトをご覧ください。

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220914_1.html



長野県からのお知らせ

◎令和 8 年度消費者大学を開校します

デジタル化やグローバル化、高齢化、消費者被害の複雑化など、私たちを取り巻く消費の環境が急速に変化する中、安心・安全な暮らしの実現のために「消費者力」を高めることを目的とした講座を実施します。

日程等	【オンライン講座】 10 月 17 日（土）、11 月 21 日（土） 【対面講座】 10 月 31 日（土）（松本合同庁舎内 203 号会議室を予定） 午前・午後各 1 講座、計 6 講座（受講者限定でオンデマンド配信（録画配信）も実施）	
対象者	18 歳以上で長野県内に在住の方（定員 100 名になり次第締切）	
講座の内容	・消費者問題の基礎知識 ・悪質商法の実態や被害の状況 ・人生 100 年時代 ・最近の消費者被害の傾向と対策 ・インターネット・SNS 等の消費者問題と注意点 ・エシカル消費 など	
受講料	無料（会場までの交通費・通信に要する費用は受講者負担となります。）	
申込方法	下記の URL（Google フォーム）または右の二次元コードからお申し込みください。 https://forms.gle/vbce9t7caot5ZKke9 （申込用二次元コード▶）	
その他	詳細は、長野県消費生活情報 HP からご確認ください。 https://www.nagano-shohi.net/news/11257/	



長野県消費生活センター 担当：西村・澁谷
 電話：0263-87-7270 FAX: 0263-40-3701
 Eメール：c-shohi@pref.nagano.lg.jp

発行 長野県消費生活センター



長野県消費生活センター
もシカっち